

関係資料集

- ・ 神戸市あんしんすこやかセンター運営方針
- ・ あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営要綱
- ・ あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）事業実施要領
- ・ 神戸市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例
- ・ 神戸市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- ・ 高齢者の健康寿命延伸に係る委託業務に関する実施要綱
- ・ 介護リフレッシュ教室～認知症介護家族者のための自助グループ育成支援事業委託に関する要綱
- ・ 介護リフレッシュ教室～認知症介護家族者のための自助グループ育成支援事業委託に関する要領
- ・ 神戸市地域ケア会議設置に関する要綱
- ・ 地域支え合い活動推進事業実施要綱
- ・ 神戸市認知症地域資源ネットワーク構築事業実施要綱
- ・ 介護予防ケアマネジメント関係資料
- ・ シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業実施要綱
- ・ 神戸市高齢者安心登録事業実施要綱
- ・ K O B E みまもりヘルパー事業実施要綱

神戸市あんしんすこやかセンター運営方針

平成 18 年 3 月 15 日制定

神戸市保健福祉局長決定

1 地域包括支援センター設置の目的

- 高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。
- このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中枢機関として、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）（以下、「センター」という。）を設置する。

2 センターの基本機能

- センターは次の基本機能を担うものとする。
 - ① 介護予防業務および改正後の介護保険法に基づく新たな予防給付に関する介護予防支援業務
 - ② 多様なネットワークを活用した地域の高齢者の実態把握や虐待への対応などを含む総合的な相談支援及び権利擁護業務
 - ③ 高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの後方支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ④ ひとりぐらし高齢者等の状況把握や地域が主体的に行う介護予防事業等への参加の積極的な働きかけなどを行い、地域住民との連携やコミュニティづくりの支援を強化し、地域全体での支え合いや健康づくりに取り組むよう支援する業務

3 運営に当たっての留意事項

(1) チームアプローチによる運営

- センターの業務は、上記①については保健師等、②については社会福祉士等、③については主任介護支援専門員、④については地域支え合い推進員が主として担当することになるが、各職員がセンターの業務全体を十分に理解し、相互に連携・協働しながら、チームとして実施できるよう、情報の共有や業務の実施体制に特に配慮するものとする。

(2) 地域における様々な資源の活用

- センターの運営に当たっては、保健・福祉・医療機関等の専門職やボランティアなどさまざまな関係者がそれぞれの能力を生かしながら相互に連携することにより、介護サービス、医療サービス、ボランティア活動、近隣住民同士の助け合いまで、地域の様々な社会資源を活用した継続的かつ包括的なケアが行われるよう、総合的なケアマネジメントを行うことが不可欠である。
- このため、センターが中心となり、こうした地域の様々な関係者と連携を図る場を設けるほか、同一区内はもとより市内の他のセンターとの連携を図り、情報の共有化、事例の分析を行うなど、センターの担当圏域を越えたネットワーク形成に努める。

(3) 神戸市地域包括支援センター運営協議会

- センターの運営に当たっては、その方針について、神戸市地域包括支援センター運営協議会（各区運営協議会を含む）を経ることとし、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図らなければならない。

(4) 個人情報の取扱いについて

- センターの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - ① センターにおける各事業の実施に当たり、各業務の担当者が互いに情報を共有し、その活用を図ることが重要であることにかんがみ、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。
 - ② 個人情報の取り扱いについては、関係法令、(ガイドライン等を含む。)を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分留意すること。
 - ③ 介護予防支援業務にかかる委託先の個人情報の取り扱いについては、委託契約において関係法令を遵守し、厳重に取り扱うことを明記し、その保護に遺漏のないよう指導・配慮すること。

附則

この運営方針は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

この運営方針は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この運営方針は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

この運営方針は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営要綱

平成 18 年 3 月 15 日制定

神戸市保健福祉局長決定

（目的）

第 1 条 高齢者が、住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続することができるようにするためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスまで、様々なサービスを、高齢者の状態の変化に応じ切れ目なく提供することが必要となる。このため、地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉の向上、医療との連携、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中枢機関として、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）（以下「センター」という。）を設置する。

（実施施設）

第 2 条 センターは、包括的支援事業、その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健・福祉の向上及び医療との連携を包括的に支援することを目的とする施設とする。

（職員）

第 3 条 センター職員は、別表 1 のとおり①保健師等、②社会福祉士等、③主任介護支援専門員等、④地域支え合い推進員を配置し、常勤専従とする。ただし、④地域支え合い推進員については、認知症地域支援推進員と兼務とする。

2 配置する職員数は、高齢者人口に応じて、別表 2 に定める職員配置人員とし、0.5 人配置の者については、他の業務との兼務を認める。但し、公的事业であることから、市民から公正・中立性の点で誤解を受ける業務との兼務は認められない。

3 2 圏域を 1 センターで運営する場合、2 圏域の高齢者人口の合計により、別表 2 に定める職員配置人員とするが、職員配置人員が 6.0 人を下回る場合は、圏域ごとの最低職員配置人員を 3.0 人とする。また、保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等については圏域ごとに各 1 名以上配置し、地域支え合い推進員については圏域ごとに各 1 名配置する。

4 第 1 項の規定にかかわらず、併設する指定介護予防支援事業所における介護予防支援業務について、委託業務に支障がない場合に限り、センター職員が従事することを認めることとするが、その担当件数については締結する委託契約書の別紙仕様書により上限を設ける。

5 職員の配置等についてやむを得ない事情がある場合は、神戸市に相談のうえ対応する。

（事業内容）

第 4 条 センターは介護保険法第 115 条の 45 に掲げる地域支援事業のうち次に定めるもの、神戸市独自事業及びその他厚生労働省令で定める事業等を行う。

（1）被保険者（第 1 号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止のための必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着

型介護予防サービス事業を除く。)

- (2) 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域支援事業に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業（介護予防ケアマネジメント業務）
 - (3) 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健・福祉の向上及び医療との連携を図るための総合的な支援を行う事業（介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合相談支援業務）
 - (4) 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業（権利擁護業務）
 - (5) 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業（支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント業務）
- 2 介護保険外サービス等の手続きに関する業務を実施する。
 - 3 認知症介護家族者のための自助グループ育成支援事業（介護リフレッシュ教室の開催）を実施する。
 - 4 地域支え合い活動推進事業（地域住民間で見守り合い、支え合えるコミュニティづくりを支援する業務）を実施する。
 - 5 健康寿命延伸の推進に関する業務を実施する。
 - 6 神戸市認知症地域資源ネットワーク構築事業の一部を実施する。
 - 7 災害時における要援護者支援方針に基づき要援護高齢者等を適切に支援する。
 - 8 介護保険法第 27 条第 1 項、第 28 条第 2 項及び第 29 条第 1 項に定める要介護認定にかかる申請、並びに第 32 条第 1 項、第 33 条第 2 項及び第 33 条の 2 に定める要支援認定にかかる申請の代行手続きを実施する。
 - 9 シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業を実施する。
 - 10 センターに併設して指定介護予防支援事業所（介護保険法第 115 条の 22）を設置し、介護保険法第 8 条の 2 第 16 項に定める介護予防支援を実施する。

（公正・中立性の確保）

第 5 条 センターは、本事業を実施するに当って、高齢者に提供されるサービスが、特定の種類又は特定のサービス事業者に理由なく偏ることのないよう、公正・中立性を確保しなければならない。

（地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）への報告）

第 6 条 センターは、その運営に関する事項において神戸市の指定する様式で、定期的に運営協議会に報告しなければならない。また、運営協議会が必要と認めた場合は、口頭及び文書

(磁気媒体含む)で報告しなければならない。

(守秘義務)

第7条 介護保険法第115条の46第8項の規定どおり地域包括支援センターの設置者(その法人の役員)若しくは、その職員及びこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(地域包括的支援ネットワークの構築)

第8条 センターは、地域の高齢者・家族や保健・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業者、民生委員、ボランティア活動団体等、様々な関係機関と連携しなければならない。

(実施要領)

第9条 その他必要な事項は、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)事業実施要領において定めるものとする。

- 附則 この要綱は、平成18年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成18年11月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成20年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成21年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成22年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成24年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成26年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成27年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成28年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、平成31年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、令和3年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、令和5年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、令和6年4月1日より施行する。
- 附則 この要綱は、令和6年8月20日より施行する。
- 附則 この要綱は、令和8年4月1日より施行する。

別表 1

職 種	資格等
保健師等	・保健師 ・保健師に準ずる者 看護師として地域ケア、地域保健等の経験※¹がある者で、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験※²を1年以上有する者。なお、准看護師は含まない。 ※1「地域ケア、地域保健等の経験」には病棟経験や急性期医療の経験は含まない。 ※2「高齢者に関する公衆衛生業務経験」として、（i）地域包括支援センター及び保健所等の自治体での業務経験、（ii）地域包括ケアに関わる訪問看護及び通所介護事業所等での業務経験を含む。
社会福祉士等	・社会福祉士 ・社会福祉士に準ずる者 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
主任介護支援専門員等	・主任介護支援専門員 都道府県が指定する実施機関が行う主任介護支援専門員研修を受講し、有効期間内である者 ・主任介護支援専門員に準ずる者 センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者 ※主任介護支援専門員研修の受講要件を満たしていること
地域支え合い推進員	・保健師等（要件については上記のとおり） ・社会福祉士等（要件については上記のとおり） ・主任介護支援専門員等（要件については上記のとおり）
認知症地域支援推進員（兼務）	・認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員 ・上記以外で認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する者として神戸市が認めた者

別表 2（職員配置）

高齢者人口	職員配置
6,000 人未満	①保健師等、②社会福祉士等、③主任介護支援専門員等、④地域支え合い推進員 を各 1 名配置する。
6,000 人以上以降、 1,000 人ごと	①保健師等、②社会福祉士等、③主任介護支援専門員等、④地域支え合い推進員 を各 1 名配置し、加えて高齢者人口 1,000 人ごとに①～③のうち 0.5 名を配置する。

あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)事業実施要領

平成18年3月15日制定

神戸市保健福祉局長決定

(利用対象者)

第1条 あんしんすこやかセンター(以下「センター」という。)事業の対象者は、おおむね65歳以上の高齢者及びその家族とする。但し、介護保険外サービスの対象者については、各サービスの要綱に基づくものとする。

(実施施設)

第2条 センターは、事務室及び運営に必要な相談室、会議室等を有し、併設のサービス提供事業部門がある場合はセンター事務スペースとは分離し、書類保管庫及びパソコンにおいても必ず分離すること。

2 相談室については、プライバシーを確保するとともに、相談しやすい場所とする。

(職員体制)

第3条 センターは、「地域包括ケア」を実現するために、センターの職員がそれぞれの専門に係る業務のみを担当するのではなく、必ず「チームアプローチ」を行う体制を構築すること。

2 センター職員は、センター業務を行うにあたって「あんしんすこやかセンター職員証」を常に携帯し、必要に応じて提示しなければならない。

(相談体制)

第4条 24時間にわたり相談対応が可能な体制を整え、市に体制を記した資料を提出すること。

(業務内容)

第5条 あんしんすこやかセンター運営要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項において実施する包括的支援事業は、「地域包括支援センター運営マニュアル」「介護予防ケアマネジメントマニュアル」「高齢者虐待対応の手引き」「あんしんすこやかセンター地域ケア会議運営マニュアル」「神戸市認知症地域資源ネットワーク構築事業実施要綱」に基づき実施する。

2 要綱第4条第2項の介護保険外サービスは、「介護保険外サービス相談事務の手引き」に基づき実施する。

3 要綱第4条第3項の認知症介護家族者のための自助グループ育成支援事業は、「介護リフレッシュ教室～認知症介護家族者のための自助グループ育成支援事業委託に関する要綱」及び「介護リフレッシュ教室～認知症介護家族者のための自助グループ育成支援事業実施要領」に基づき実施する。

- 4 要綱第4条第4項の地域支え合い活動推進事業は、「地域支え合い活動推進事業マニュアル」に基づき実施する。
- 5 要綱第4条第5項の健康寿命延伸の推進に関する業務は、「高齢者の健康寿命延伸に係る委託業務に関する実施要綱」に基づき実施する。
- 6 要綱第4条第6項の申請の代行手続きは、「介護保険要介護・要支援認定申請ガイド」に基づき実施する。
- 7 要綱第4条第7項の指定介護予防支援事業は、「介護予防ケアマネジメントマニュアル」に基づき実施する。
- 8 要綱第4条第8項のシルバーハウジングにおける高齢者見守り事業は「シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業マニュアル」に基づき実施する。

(帳票等)

第6条 第5条の事業については、事業ごとに定める要綱等に基づく帳票を使用することとする。

- 2 月別実績報告書は、翌月10日までに、介護保険課に送付するものとする。
- 3 サービス提供機関等への帳票提供については、必要な項目に限定し、相談者または家族の承諾を得たうえで行うこととする。また、複写を防止するために提供帳票については、朱印等でセンター名を表示すること。
- 4 帳票等の保管については、ロッカーの施錠などその管理に万全を期すること。
- 5 センター業務で使用するパソコンの情報管理についても万全を期すること。

(公正・中立性の確保)

第7条 センターは、公正・中立性を確保するために、次のことを遵守しなければならない。

- (1) センター事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守
 - (2) 利用者・事業者への適切な情報の提供
 - (3) 適切な情報提供に基づく利用者の意思決定の尊重
 - (4) 適正な介護予防ケアマネジメントの確保
 - (5) 公平・公正な介護予防ケアマネジメント機会の提供
 - (6) 公平・公正な介護予防ケアマネジメントの支援
- 2 センターは、公正・中立性を確保するために次の事項を行ってはならない。
- (1) 要支援・要介護認定申請代行の勧誘禁止(利用申込者の意思が前提)
 - (2) 介護予防ケアプラン作成の予約禁止(利用申込者からの依頼が前提)
 - (3) 特定の介護予防・介護サービス事業者に対するサービス利用の予約禁止(サービス利用はケアプランの作成が前提)
 - (4) センター業務以外の広告・営業活動の禁止
 - (5) センター業務以外の行政に関する類似行為の禁止
 - (6) センターが作成する介護予防ケアプランの作成において正当な理由がなく、特定の事

- 業者が提供するサービスに偏りがないこと
- (7) センターの作成する介護予防ケアプラン作成過程において特定の事業者の提供するサービスの利用を不当に誘引しないこと

(広報)

第8条 センターは、民生委員、婦人会、自治会、老人クラブ等の関係者との連携をはじめ、地域住民に対する広報にあたっては、各センターの創意工夫により取り組むものとする。

- 附則 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
- 附則 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

神戸市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者（以下「設置者」という。）が包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(包括的支援事業を実施するために必要な基準)

第2条 法第115条の46第5項に規定する条例で定める基準は、次条から第5条までに定めるもののほか、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の66に定める基準に定めるところによる。

(設置者に関する基準)

第3条 法第115条の46第3項の規定に基づき地域包括支援センターを設置する者は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）がその事業活動を支配するものであってはならない。

(記録の整備)

第4条 設置者は、包括的支援事業の実施に関し必要な書類を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修の実施)

第5条 設置者は、包括的支援事業を開始するに当たり、全ての勤務予定者に対して、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

2 設置者は、少なくとも1年に1回以上、全ての従業者を対象として、人権の擁護及び高齢者虐待の防止に係る研修を実施しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(記録の整備に係る経過措置)

- 2 第4条の規定は、この条例の施行の日以後に完結した記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。

（施行規則の附則等により特例が定められている場合の取扱い）

- 3 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において施行規則の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる施行規則の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（1）施行規則の附則の規定

（2）施行規則の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則の規定

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○神戸市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

平成27年3月31日

条例第39号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の22第2項第1号の規定に基づき指定介護予防支援事業者の指定の基準を定め、並びに法第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(指定介護予防支援事業者の指定の基準に係る条例で定める者)

第2条 法第115条の22第2項第1号に規定する条例で定める者は、法人とする。
2 前項の法人は、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。第4条において同じ。）がその事業活動を支配するものであってはならない。

(指定介護予防支援に従事する従業者及びその員数に関する基準)

第3条 法第115条の24第1項に規定する条例で定める基準（同条第3項第1号に係るものに限る。）は、次条に定めるもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「基準省令」という。）第1条第3号に定める基準に定めるところによる。

(管理者に関する基準)

第4条 基準省令第3条第1項の規定に基づき置かれる管理者は、暴力団員等であってはならない。

(法第115条の24第3項第2号の事項に関する基準)

第5条 法第115条の24第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第2号に係るものに限る。）は、次条に定めるもののほか、基準省令第1条第4号

に定める基準に定めるところによる。

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 前条の規定に基づき基準省令第4条第1項の規定を適用する場合においては、同項中「運営規程の概要」とあるのは、「運営規程の概要、サービスの提供に当たって利用申込者が支払うべき費用の内容（当該費用の算出根拠及び支払方法を含む。）」とする。

（法第115条の24第3項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に関する基準）

第7条 法第115条の24第1項又は第2項の規定に基づき条例で定める基準（同条第3項第1号及び第2号に掲げる事項以外の事項に係るものに限る。）は、次条、第10条及び第11条に定めるもののほか、基準省令第1条第5号に定める基準に定めるところによる。

（記録の整備）

第8条 前条の規定に基づき基準省令第28条第2項の規定を適用する場合においては、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

第9条 削除

（事業再開時の事前協議）

第10条 指定介護予防支援事業者は、休止した当該指定介護予防支援の事業を再開しようとするときは、その再開の前に市長と協議を行うよう努めなければならない。

（利用者の計画的な受入れ）

第11条 指定介護予防支援事業者は、利用者の計画的な受入れに努めるとともに、日々のサービスの提供に必要となる職員の配置に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（記録の整備に係る経過措置）

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に完結した記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。

（基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い）

3 次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において基準省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる基準省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（１） 基準省令の附則の規定

（２） 基準省令の一部を改正する内容を含む厚生労働省令その他の省令の附則の規定

附 則（令和６年３月２９日条例第５５号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

高齢者の健康寿命延伸に係る委託業務に関する実施要綱

令和3年4月1日制定

神戸市福祉局長決定

（目的）

第1条 この要綱は、高齢者の健康寿命の延伸を図ることを目的に設置するものとし、高齢者及び介護保険事業者等に対する介護予防普及啓発事業等の実施に係る業務の一部を、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）（以下、「あんしんすこやかセンター」という。）に委託するにあたり、必要な事項を定める。

（事業内容）

第2条 あんしんすこやかセンターは、高齢者の健康寿命の延伸を図るため、次の介護予防普及啓発事業等を実施する。ただし、実施にあたっては、各区・支所の保健福祉担当部署の指導等により行うものとする。

（1）情報提供

高齢者及び介護保険事業者等に対し、神戸市（以下、「本市」という。）が作成したパンフレット等の配布や情報を提供する。

（2）相談助言

高齢者及び介護保険事業者等に対し、介護予防に関する相談に応じるとともに、必要な助言を行う。

（3）地域関係機関との連携

地域の関係機関が実施する介護予防関連活動の相談や助言を行うとともに、情報収集に努める。

2 あんしんすこやかセンターの職員は、本市が主催する研修等に参加し、適切な介護予防に関する知識の習得に努める。

（委託料）

第3条 事業を実施するための委託料については、別途締結する契約に定めるものとする。

（報告）

第4条 あんしんすこやかセンターは、業務が完了したときは、速やかに報告書を提出し、本市の検査を受けなければならない。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

介護リフレッシュ教室～認知症介護家族者のための自助グループ育成支援事業 委託に関する要綱

平成 15 年 10 月 10 日制定
神戸市保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護家族者に対する身体的精神的負担の軽減及び自助グループ育成支援を目的とする介護リフレッシュ教室実施事業をあんしんすこやかセンターに委託するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 あんしんすこやかセンターは介護家族者のための教室を開催する。ただし、あんしんすこやかセンターは、神戸市の指導等により実施するものとする。

(委託料)

第3条 事業を実施するにあたり、あんしんすこやかセンターに対し、以下の基準により委託料を支払うものとする。開催回数は年 6 回を上限とする。

1 回あたり 基本額 2 万円＋講師料・会場費等

※基本額には、企画、関係機関への連絡・調整、事業の実施、資料代、事務費を含む。但し、講師料・会場費等については、1 回あたり 1 万円を上限とする。

2 上記の他委託料の支払いに必要な事項は、別途締結する契約に定めるものとする。

(報告書の提出)

第 4 条 あんしんすこやかセンターは、業務委託を完了したときは、速やかに報告書を提出し、神戸市の検査を受けなければならない。

附則

この要綱は、平成 1 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

介護リフレッシュ教室～認知症介護家族者のための自助グループ育成支援事業 実施要領

平成 15 年 10 月 10 日制定
神戸市保健福祉局長決定

1. 目的

本事業は、①在宅において、認知症高齢者及び要介護高齢者等を介護している家族が日頃の介護上での悩みや体験を話し合い、交流することによって、精神的負担の軽減を図り、在宅生活の継続向上を図っていく②介護についての知識及び介護者の健康づくり等を実施することにより、在宅における介護支援を図る。

2. 実施主体

本事業を、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）に委託しておこなう。

3. 委託料

本事業の委託料については、別途定めている「介護リフレッシュ教室～認知症介護家族者のための自助グループ育成支援事業委託に関する要綱」により支払うものとする。

4. 事業の実施

- (1) あんしんすこやかセンターは、介護リフレッシュ教室を開催するにあたり、企画・運営を行う。
- (2) 開催回数は1圏域につき2ヶ月に1回程度とし、年6回を限度とする。
- (3) 参加対象者は、認知症高齢者及び要介護高齢者を介護している家族等、ケアマネジャー、居宅サービス事業者、他のあんしんすこやかセンター職員、地域の連携機関等とする。

5. 事業内容

- (1) 介護家族者同士の情報交換及び交流の場を提供する。
- (2) 介護家族者に対して、介護方法や介護予防に対する知識・技術の習得に努める。
- (3) 介護家族者の健康づくりについて、神戸市と連携し、実施する。
- (4) 介護家族者が自主的に活動できるよう自助グループ育成にむけての相談・助言を行う。
- (5) 必要に応じて、個別の相談及び訪問等により実態把握を行い、他のサー

ビスへつなげる等の調整を行う。

6. 連携機関等

あんしんすこやかセンターは次に掲げる関係機関との連携を密にして、事業を実施する。

- (1) 神戸市
- (2) 他のあんしんすこやかセンター
- (3) ケアマネジャー
- (4) 介護サービス事業者
- (5) 認知症の人と家族の会
- (6) その他

7. 計画書及び報告書

あんしんすこやかセンターは、事業の計画及び事業を実施したときは、速やかに計画書及び報告書を神戸市へ提出する。

附則

この要領は、平成15年11月1日より施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

神戸市地域ケア会議設置に関する要綱

平成 27 年 4 月 1 日 制定
神戸市保健福祉局長 決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、高齢者およびその家族が住み慣れた地域で暮らし続けることが出来るように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現することを目的とした神戸市地域ケア会議（以下、「地域ケア会議」という）の設置に必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地域ケア会議は、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）圏域、各区、神戸市に設置する。

(あんしんすこやかセンター圏域に設置する地域ケア会議の機能)

第 3 条 各あんしんすこやかセンターに設置する地域ケア会議は以下の取り組みを行うこととする。

1. 個別課題解決
2. あんしんすこやかセンター圏域内のネットワーク構築
3. あんしんすこやかセンター圏域内の地域課題発見
4. あんしんすこやかセンター圏域内の地域づくり・資源開発

(各区に設置する地域ケア会議の機能)

第 4 条 各区に設置する地域ケア会議は以下の取り組みを行うこととする。

1. 区内のネットワーク構築
2. 区内の地域課題発見
3. 区内の地域づくり・資源開発の提案
4. 下記のように地域課題を振り分ける
 - ①区を越えて取り組むべき課題
 - ②センター圏域を越えて取り組むべき課題
 - ③センター圏域内で取り組むべき課題

(市に設置する地域ケア会議の機能)

第 5 条 市は介護保険専門分科会を全市の地域ケア会議として、各区に設置する地域ケア会議から出された地域課題を集約し、全市的な観点で検討を行う。また、検討内容は、各区と共有する。

(協議体機能を有する地域ケア会議)

第 6 条 本市においては、協議体機能を含む地域ケア会議を行う、また第 1 層及び第 2 層に於ける協議体機能を次の通り規定する。

1. 第 1 層（区）

第 1 層においては、区が設置する地域ケア会議から出た課題の解決のため、区社会福祉協議会が地域資源の開発に向けた取り組みを協議体機能を有する地域ケア会議とする。

2. 第2層（あんしんすこやかセンター圏域）

第2層に於いては、あんしんすこやかセンターが「資源開発・地域づくり機能」を満たす地域ケア会議のうち、担当圏域内の課題解決に向けた具体的な取り組みについて協議するものを協議体機能を有する地域ケア会議とする。

（個人情報の保護）

第7条 地域ケア会議の出席者は、知り得た特定の個人に関する情報を漏らしてはならない。

（運営等）

第8条 地域ケア会議の運営については、下記の通りとする。

- 2 あんしんすこやかセンター圏域に設置する地域ケア会議は、各あんしんすこやかセンターを事務局とする。
- 3 各区に設置する地域ケア会議は各区保健福祉課を事務局とする。

（その他）

第9条 その他必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

地域支え合い活動推進事業実施要綱

(目的)

第1条 神戸市（以下、「市」という。）は、見守りをはじめとした生活支援と介護予防の基盤整備の推進を図るとともに、地域住民同士での支え合い活動ができるコミュニティづくりを支援することを目的として、地域支え合い活動推進事業（以下、「本事業」という。）を実施し、地域支え合い活動を全市的に展開し、支援の強化を図っていく。このため、各区に「生活支援コーディネーター」（以下、「コーディネーター」という。）を、各あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）に「地域支え合い推進員」（以下、「推進員」という。）を配置する。

(事業の委託)

第2条 市は神戸市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に、「生活支援コーディネーター事業」を委託して、各区の地域支え合い活動の支援の強化を図る。

2 市は市内に存在するあんしんすこやかセンターを所管する法人（以下「委託先法人」という。）に「あんしんすこやかセンター事業」の一環として事業を委託し、地域支え合い活動の推進を図る。

3 前2項を行うものは、市の支援のもと連携し本事業の推進に努めることとする。

(職員)

第3条 市社協は、コーディネーターを各区に1名以上配置する。

2 委託先法人は、推進員を1名以上配置し、原則週5日勤務の常勤専従とする。

3 推進員の資格等については、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営要綱に準ずるものとする。

(事業の内容)

第4条 コーディネーターおよび推進員は、市と連携・協働を図りながら、以下の各号の業務を行う。

- (1) 地域支え合い活動の推進に関する業務
- (2) 生活支援体制整備に関する業務
- (3) 地域見守り活動の推進に関する業務
- (4) 協議体に関する業務
- (5) つどいの場支援事業を含む住民主体活動の後方支援に関する業務
- (6) 地域支え合い関係者連絡会等に関する業務
- (7) 地域の活動団体および事業者等との連携
- (8) その他前各号に付随する業務
- (9) 報告書等の提出および業務に必要な会議、研修等への参加

(個人情報保護)

第5条 本事業の実施に当たっては、別途委託契約書に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守するものとする。

(事業費)

第6条 本事業に要する経費は、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、その他運営に関する必要な事項については、神戸市福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から実施する。
- 2 地域見守り活動推進事業実施要綱（平成13年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

神戸市認知症地域資源ネットワーク構築事業実施要綱

（目的）

第1条 地域において、認知症高齢者等と家族を支えるためには、認知症への対応（予防、早期発見、ケア等）を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制を構築することが必要である。

また、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、「認知症ケアパス（認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れ）」の作成、見守り・SOSネットワークの構築、認知症ケアに携わる多職種協働研修の実施等の取り組みにより、地域における認知症の人とその家族への支援体制の構築を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 本事業の実施主体は、神戸市（以下「市」という。）とする。ただし、実施にあたっては、事業運営が適切に実行できる団体に委託することができるものとする。

（事業内容）

第3条 本事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

1 「認知症ケアパス」の作成及び更新

地域ごとに医療・介護等が適切に連携することを確保するためには、認知症の容態に応じた適切なサービス提供の流れ（「認知症ケアパス」）を確立することが必要である。「認知症ケアパス」は、認知症の人やその家族が認知症と思われる症状が発生した場合に、いつでも、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう地域資源を整理し、地域の実情に応じてあらかじめ標準的に決めておくものであり、市の実情に応じた「認知症ケアパス」を作成及び更新する。

2 見守り・SOSネットワークの構築

見守り・SOSネットワークの構築は、認知症に関係する事業者の有機的な繋がり強化を図ることのみならず、警察や消防などの公的機関や、バス・タクシー会社など身近な生活に関わる事業者等の協力と参加を得ることにより、地域における重層的な認知症支援体制を整備する有効な手段の一つである。そのため、地域住民による見守り・SOSネットワークのサポーターの連絡網や認知症高齢者等が気軽に立ち寄ることができる拠点の設置等を行うとともに、声かけ訓練などの実施により、関係者が有機的に連携する実効性のあるネットワークの構築を図る。

3 認知症ケアに携わる多職種協働研修（認知症ライフサポート研修）の実施

医療も介護も生活支援の一部であることを十分に認識し、医療と介護等が相互の役割・機能を意識しながら、統合的なケアにつなげていくため、認知症ケアにおける多職種協働の重要性等を修得する認知症多職種協働研修（認知症ライフサポート研修）を実施する。

なお、研修の実施に当たっては、「ファシリテーター養成研修」を修了している講師のもとで、カリキュラム（別記）に基づき、「認知症ライフサポート研修テキスト」等標準教材を活用して実施するものとする。

4 認知症地域支援推進員の配置

（１）配置先

各区保健福祉部保健福祉課、北神区役所保健福祉課、北須磨支所保健福祉課及び各あんしんすこやかセンターに（２）の要件を満たす者を１名以上兼務で配置するものとする。

（２）要件

①認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員

②上記①以外で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市が認めた者

（３）業務内容

認知症地域支援推進員は、本実施要綱で定める事業のほか、区の実情に応じた認知症施策を地域の関係機関と連携協力しながら実施するものとする。

（４）研修の実施

市は、認知症地域支援推進員がその役割を担うための知識・技術を習得することを目的に研修を実施する。

5 その他

認知症に関わるネットワークや地域課題等については、「地域ケア会議」において検討する。

附 則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

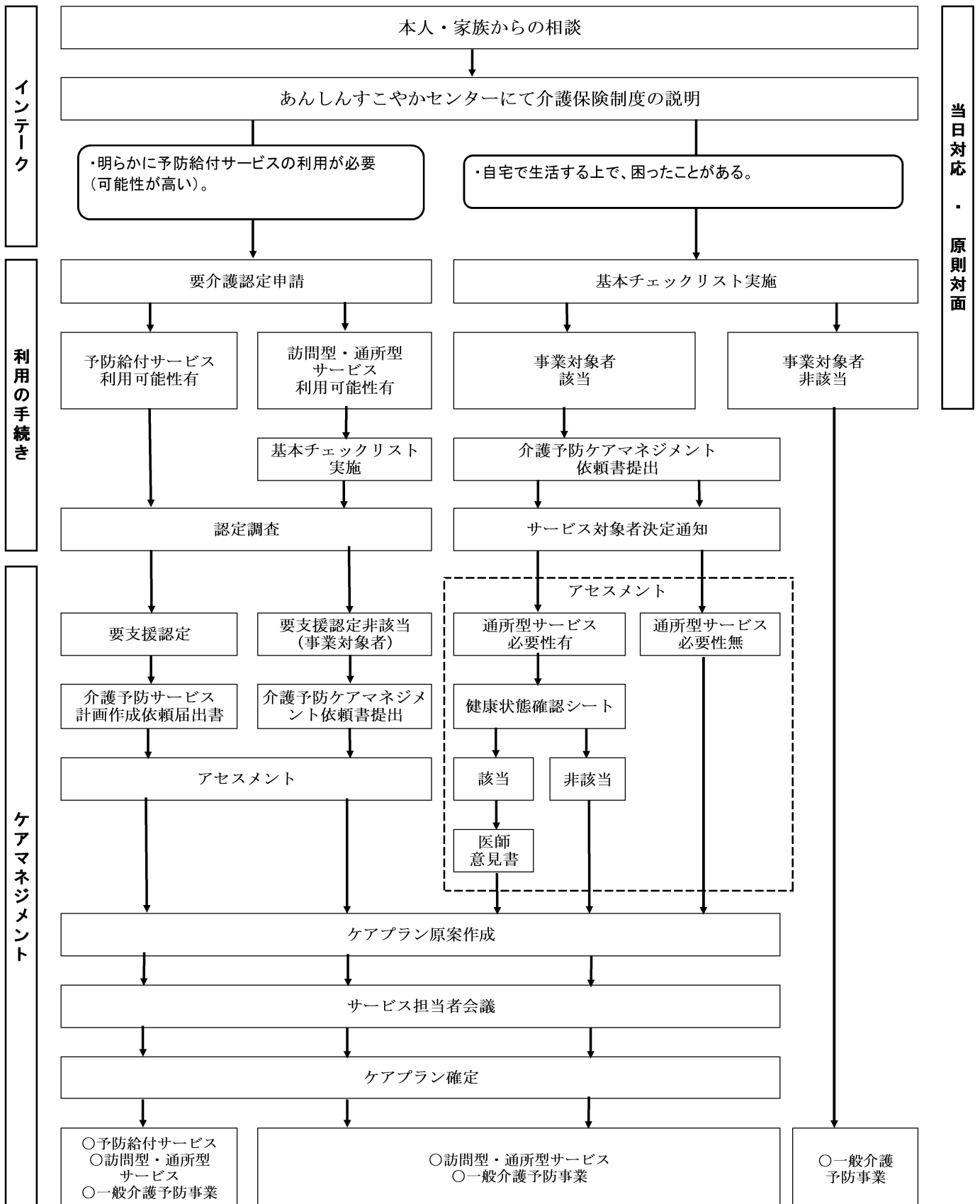
この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別記

達成目標	I 認知症の人のニーズを捉える「２つの視点」を学び、多職種協働の大切さに気づくこと 認知症の人を理解する上では、本人が有する病態に関する視点（医療が担ってきた領域）と、認知症の人の思いを捉えながら総合的、継続的に生活・人生を支えてゆく視点（介護が担ってきた領域）の二つの基本的な視点が必要であることを学び、多職種協働やチームケアの重要性に気づくこと。 II 多職種協働のプロセスを理解し、実際の多職種協働の実践に結びつけること 認知症ライフサポート研修における、多職種協働のためのプロセス（①認知症の人の情報やニーズに関する情報共有、②「継続的な課題に対する目標」の設定・共有、③「直近の課題に対する目標」の設定・共有、④専門職ごとの役割分担と協働）を理解し、地域の実情に応じた、実際の多職種協働やチームケアにつなげていくこと。 III 認知症ケアの理念・目的を多職種間で共有し、医療と介護を含む統合的な認知症ケアを提供できること 認知症の人への「自己決定の支援」、「自己資源の活用」、「継続性のある暮らし」を心がけながら、それぞれの専門職が同じ目的や目標に向けて機能を発揮し、医療と介護とを含む統合的なケアを実践できるようになること。	
単元 (カッコ内は短縮版)	単元１「認知症ライフサポートモデル」とは １ 専門職ごとに異なる「視点」と「目標」 ２ 「認知症ライフサポートモデル」とは	60分 (40分)

	単元2 それぞれの役割とチームケア（演習） 1 事例から考える、認知症ケアの課題 2 演習 ・早期の出会いと多職種協働 ・相互理解と目標の共有 3 今後期待されること	180分 (110分)
	合計	240分 (150分)

介護予防ケアマネジメントの流れ



「介護予防ケアマネジメント類型」

類型	介護予防支援	ケアマネジメント 従来型	ケアマネジメント 簡易型①	ケアマネジメント 簡易型②	ケアマネジメント セルフ型
対象者	要支援者	要支援者・事業対象者（※2）			
サービス 種別	予防給付サービス 介護予防訪問看護・ 介護予防福祉用具貸与・ 介護予防通所リハビリテーシ ョン 等	介護予防訪問サービス 介護予防通所サービス （重度※1） ※認知症高齢者の日常 生活自立度Ⅱ以上、また は障害高齢者の日常生 活自立度A以上	生活支援訪問サービス 多彩プログラム型ミニデイ サービス（こうべ彩アクテ ィブ） 介護予防通所サービス （軽度※1） ※認知症高齢者の日常 生活自立度が自立または I、かつ障害高齢者の日 常生活自立度が自立また はJ	フレイル改善 通所サービス	住民主体訪問 サービス（※5） （一般介護 予防事業）
ケアマネジメン ト採用基準	サービスを組み合わせる場合、よりきめ細やかに関わるケアマネジメントを採用する。 （例）介護予防訪問サービスとフレイル改善通所サービスを利用する場合⇒「 ケアマネジメント従来型 」				
実施機関	指定介護予防支援事業所	あんしんすこやかセンター			
一部委託	可能			不可（※3）	不可
アセスメント シート	必須			基本チェックリスト 活用	基本チェックリスト 活用
ケアプラン 様式	マイ・ケアプラン（介護予防サービス・支援計画表） 1・2 表			目標シート活用	目標シート活用
ケアプラン 期間	最長 1 年間			－	－
サービス 担当者会議	必要		初回は必要 以降は必要時	不要	不要
モニタリング	毎月		3 月に 1 度	適宜	不要
評価表	必要			不要（※4）	不要
報酬	○基本報酬 442 単位 ○初回加算 300 単位 ○委託連携加算 300 単位 ○介護職員等処遇改善加算 国の基準に従い加算	○基本報酬 442 単位 ○初回加算 300 単位 ○委託連携加算 300 単位 ○介護職員等処遇改善加算 国の基準に従い加算	○基本報酬 353 単位 ○初回加算 300 単位 ○委託連携加算 300 単位 ○介護職員等処遇改善加算 国の基準に従い加算		○基本報酬 221 単位 ○初回加算 300 単位 ○介護職員等処遇 改善加算 国の基準に従い 加算
報酬の算定	ケアプラン期間中			サービス利用中	ケアマネジメント 開始月のみ （要介護移行時）

- ※ 1 自立度は、要支援者の場合、要支援認定等の主治医意見書の判定を採用するが、アセスメント時、利用者の状態が主治医意見書の状態と異なる場合や、事業対象者については、自立度の基準に基づいて介護予防ケアプラン作成者が判定を行う。
- ※ 2 事業対象者で通所型サービスを利用する場合は、健康状態確認シートを使用し、サービス利用に関して医師の意見を求める。
- ※ 3 フレイル改善通所サービスのみ利用の場合は国保連による代理受領委任制度が使えないため、基本的には委託不可。
- ※ 4 サービス利用後の支援内容や評価内容は、支援経過記録に記載。
- ※ 5 住民主体訪問サービスのみを利用する場合は、「総合事業の対象者の弾力化」により、要介護者となってもセンターが担当。

(様式 1)

[illegible]

チェックリスト実施日	令和	年	月	日	申請区分	☐ 1. 新規 ☐ 2. 更新 ☐ 3. 基本CL移行
事業者番号					センター名	あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター)
実施者氏名	フルネームで記載してください				判定結果	☐ 該当 ☐ 非該当

NO	質問項目	回答欄(いずれかにチェック)				小計欄	
1	バスや電車で1人で外出していますか	☐	0.は い	☐	1.いいえ	/5	
2	日用品の買い物をしていますか	☐	0.は い	☐	1.いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	☐	0.は い	☐	1.いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	☐	0.は い	☐	1.いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	☐	0.は い	☐	1.いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	☐	0.は い	☐	1.いいえ	B	A
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	☐	0.は い	☐	1.いいえ		
8	15分くらい続けて歩いていますか	☐	0.は い	☐	1.いいえ		
9	この1年間に転んだことはありますか	☐	1.は い	☐	0.いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	☐	1.は い	☐	0.いいえ	/5	
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	☐	1.は い	☐	0.いいえ	C	/20
12	肥満度(BMI)は18.5未満ですか BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) 身長: cm 体重: kg BMI: 小数点第2位以下切り捨て	☐	1.は い	☐	0.いいえ	/2	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	☐	1.は い	☐	0.いいえ	D	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	☐	1.は い	☐	0.いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	☐	1.は い	☐	0.いいえ	/3	
16	週に1回以上は外出していますか	☐	0.は い	☐	1.いいえ	E	/2
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	☐	1.は い	☐	0.いいえ		
18	周りの人からいつも同じ事を聞く等の物忘れがあるとされますか	☐	1.は い	☐	0.いいえ	F	/3
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	☐	0.は い	☐	1.いいえ		
20	今日が何月何日かわからないときがありますか	☐	1.は い	☐	0.いいえ		
21	(ここ2週間)毎日の生活に充実感がない	☐	1.は い	☐	0.いいえ	G	/5
22	(ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	☐	1.は い	☐	0.いいえ		
23	(ここ2週間)以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	☐	1.は い	☐	0.いいえ		
24	(ここ2週間)自分が役に立つ人間だと思えない	☐	1.は い	☐	0.いいえ		
25	(ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする	☐	1.は い	☐	0.いいえ		

神戸市長 宛 私は上記内容に相違ないことを確認するとともに、この基本チェックリストに記入した情報を介護予防ケアマネジメントに利用することを目的に、介護保険サービス提供事業者、指定居宅支援事業所、他の地域包括支援センター、関係医療機関へ提供することに同意します。 令和____年____月____日 氏名（本人署名）_____	市受付
---	------------

シルバーハウジングにおける高齢者見守り事業実施要綱

平成 29 年 4 月 1 日

保健福祉局長決定

(目的)

第1条 本事業は、シルバーハウジング入居者に対して、必要な見守りや生活相談等を行うことにより、入居者が安心して自立した生活を営めるように支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は神戸市とする。

(事業の委託)

第3条 神戸市はシルバーハウジング所在地を管轄するあんしんすこやかセンターを運営する法人（以下「受託法人」という。）に「あんしんすこやかセンター事業」の一環として本事業を委託する。

(事業の内容)

第4条 業務内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 入居者に対する見守り（安否確認や緊急時の対応等）に関する業務
- (2) 日常生活相談に関する業務
- (3) コミュニティづくり支援に関する業務
- (4) その他前各号に付随する業務に関する事

(職員)

第5条 本事業に携わる者は受託法人の職員とし、「あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）運営要綱（平成 18 年 3 月 15 日神戸市保健福祉局長決定）第3条に定める職員以外の従事も可能とする。また、非常勤および他の業務との兼務も認める。

(研修)

第6条 神戸市は本事業に携わる者に対し、必要に応じて研修を行うものとする。

(個人情報の保護)

第7条 本事業に関し、入居者及び家族等に関する個人情報を知り、または知り得た場合にあつては、事業の実施中または終了後にかかわらず、適正に管理し、本人の同意なく他に提供してはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、所管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市高齢者安心登録事業実施要綱

平成 28 年 3 月 1 日
保 健 福 祉 局 長 決 定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 神戸市高齢者安心登録事業（以下、「本事業」という）は、神戸市内に居住する高齢者が行方不明となった場合に、地域の事業所や住民の協力を得て、早期発見・早期保護する仕組みを作り、高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるための支援体制を構築することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、神戸市（以下、「市」という。）とする。ただし、市は、本事業の実施にあたり、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる法人等に委託することができる。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 検索依頼者 第 9 条第 2 項に規定する検索協力メールの配信依頼を行う者をいう。
- (2) 検索協力者 第 7 条第 1 項により個人情報の守秘義務の遵守を誓約し、第 9 条第 3 項に規定する電子メールを受信した場合に、日常生活において可能な範囲内で検索に協力する者をいう。なお、検索協力者の登録ができる者は、市、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、市社会福祉協議会、市内の介護保険サービス事業所、及び市民生委員児童委員協議会、認知症サポーター等に限る。

第 2 章 登録

(対象者)

第 4 条 本事業の対象者は、神戸市内に居住する在宅の高齢者とする。

(登録方法)

第 5 条 本事業を利用しようとする対象者は、登録届（様式第 1 号）を市長に提出し、事前登録を行わなければならない。

- 2 前項の登録の届出ができる者は、対象者本人、その成年後見人又は任意後見人とする。
- 3 市長は、第 1 項に規定する登録届を受理後 1 ヶ月以内に、届出者に対し、登録が完了した旨を通知するものとする。
- 4 第 1 項により事前登録を行った者（以下、「利用者」という。）は、登録内容について変更がある場合は、速やかに変更・更新届（様式第 2 号）に変更内容を記載し、市長に

提出しなければならない。

5 利用者は、次の各号に該当する場合は、速やかに廃止届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（1）利用者が市外へ居住地を移した場合

（2）利用者が介護保険法に定める施設サービス等の利用または長期入院等、利用者が居宅以外を生活の拠点としたとき

（3）利用者が死亡した場合

（4）その他登録の必要がなくなった場合

6 市長は、前項第3号については廃止届が提出されないときでも、親族・ケアマネジャー等から情報を得て事実を確認後、登録を抹消することができるものとする。

7 市長は、同条第2項、第3項、第4項に規定する登録届、変更・更新届及び廃止届の写しを定期的に利用者の居住地を管轄する区役所、及び警察署に提供する。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、登録日より2年間とする。

2 利用者は、前項に規定する有効期間が満了した後も引き続き登録を継続する場合は、更新届を市長に提出しなければならない。

3 前項の更新届の提出がない場合は、利用者に更新の意思がないものとみなし、市長は、期間満了日より6ヶ月後に登録情報を抹消する。

第3章 搜索協力者の確保

（搜索協力者の登録）

第7条 搜索協力者として登録を希望する者は、搜索協力者登録誓約事項に同意し、搜索協力者としての登録を行い、必要に応じて登録内容の変更及び登録の解除を行うものとする。

（協力の内容）

第8条 搜索協力者は、搜索協力依頼メールを受信した際には、日常生活において可能な範囲内で搜索に協力する。

2 搜索協力者は、搜索協力依頼メールにより受信した個人情報の取扱い等について、利用規約及び登録申請書兼誓約書の内容を遵守しなければならない。

第4章 電子メールによる情報配信等

（メール配信の内容）

第9条 市長は、本事業のために電子メール配信システムを構築し、搜索協力者に対し必要に応じて電子メールを配信するものとする。

2 利用者が行方不明となった場合に、搜索依頼者は、警察署への行方不明者届の提出後、市長に対し、搜索協力に係る電子メールの配信を依頼する。

3 市長は、搜索協力者に対して、登録届の利用者情報に加え、搜索依頼者より聞き取った行方不明時の日時、場所、服装、持ち物及び行方不明者届を提出した警察署の名称等

を、電子メールにより配信する。

- 4 利用者が発見された場合、搜索依頼者は市長へ連絡しなければならない。
- 5 前項により連絡を受けた市長は、搜索協力者に対して、電子メールにより発見連絡を配信することとする。
- 6 市長は、同条第3項及び第5項に規定する電子メールの配信のほか、認知症に関する知識理解の向上を図るため、搜索協力者に対して、定期的に情報提供を行う。

第5章 その他

(個人情報取扱)

第10条 第2条により本事業の委託を受けた法人等（以下、「法人等」という。）は、個人情報保護法等の規定に基づき、個人情報を適切に取り扱わなければならない。また、本事業の実施中又は終了後においても、その業務において知り得た個人情報を適切に管理し、第三者への提供又は本事業以外の目的に使用してはならない。

(警察との連携)

第11条 法人等は、警察と十分に連携し、行方不明者の早期発見、早期保護及び早期の身元判明に努めなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別途所管局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

この要綱は、令和1年9月1日から施行する。

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

K O B E みまもりヘルパー事業実施要綱

平成 16 年 4 月 1 日

保健福祉局長決定

(目的)

第 1 条 K O B E みまもりヘルパー事業（以下「本事業」という。）は、居宅において生活する認知症又は軽度認知障害（以下「M C I」という。）と診断を受けた高齢者等に対して、第 10 条に規定する K O B E みまもりヘルパー（以下「ヘルパー」という。）を派遣し、見守り活動等の生活支援を実施することで、当該認知症及び M C I 高齢者等世帯の在宅生活を支援し、認知症及び M C I 高齢者等本人及び家族の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は神戸市とする。ただし、本事業を適切に実施できると認められる法人等（以下「法人等」という。）に事業の一部を委託することができる。

2 市長の委託を受けて本事業の実施を希望する法人等は、「K O B E みまもりヘルパー事業者登録申請書」（様式第 1 号）（以下「登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項による登録申請書の提出を受けたときは、当該法人等が次の各号のいずれも満たすか否かを確認した後、法人等に対し、「K O B E みまもりヘルパー事業者登録受理通知書」（様式第 2 号）又は「K O B E みまもりヘルパー事業者登録不受理通知書」（様式第 3 号）を交付する。

(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 70 条に規定する神戸市内の訪問介護事業所又は介護予防訪問サービス事業所に係る指定を受けている法人であること。

(2) K O B E みまもりヘルパーを実施する事業所に係る下記の書類を提出すること。

法第 70 条に規定する事業所に係る指定通知書（指定更新通知書）の写し

4 法人等は、登録申請書の記載事項に変更が生じたときは、変更の日から 1 か月以内に「K O B E みまもりヘルパー事業者登録変更届」（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

5 法人等は、本事業の実施を廃止し又は休止しようとするときは、1 月前までに、「K O B E みまもりヘルパー事業者登録廃止・休止届」（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(サービス対象者)

第 3 条 本事業によるサービスの提供を受けることができる者（以下、「サービス対象者」という。）は、本市内に居住する者のうち、次の各号の全てに該当するものとする。

(1) 神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例施行細則（平成 31 年 1 月保健福祉局長決定）第 2 条各号のいずれかに定める方法で認知症又は M C I と診断された者

- (2) 寝たきりではない者（目安として、介護保険主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度判定基準」において、Bランク又はCランクのいずれでもない者）
- 2 次の各号の一に該当する世帯には、ヘルパーを派遣しないことができる。
- (1) 伝染性疾患があると認められる者のいる世帯
 - (2) ヘルパーに対し危害を加えるおそれがあると認められる者のいる世帯
 - (3) その他ヘルパーを派遣することが不適当と認められる世帯

(サービスの内容)

- 第4条 法人等は、サービス対象者に対して、法第8条第2項に規定する訪問介護（以下この条において「訪問介護」という。）の介護報酬算定の対象とならないもののうち、見守りや話し相手等の在宅生活の支援に資するサービスを提供するように努めるものとする。
- 2 サービス対象者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者であり、法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額を超えて訪問介護のサービス提供を受けることを目的とする場合、法人等は、前項の規定によらないで訪問介護のサービスを提供することができる。
- 3 ヘルパーは、次の各号に該当するサービスを提供してはならないものとする。
- (1) 経済的な活動（通勤のための利用、商品販売や営業活動等）を行うための外出
 - (2) 宗教活動・政治的活動である勧誘・宣伝等、特定の利益を目的とする団体活動のための外出
 - (3) ギャンブルや飲酒を主たる目的とする外出
 - (4) 公序良俗に反する外出
- 4 派遣するヘルパーは、原則として1回1名とする。ただし、市長がサービス対象者の事情に鑑みてヘルパーが1名では対応できないと認めるときは、一定期間、ヘルパーを2名派遣することができるものとする。
- 5 ヘルパーは、第1項に規定するサービスを、30分を1単位として、1か月につき4時間（ただし、サービス対象者が法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者（以下、「介護保険認定者」という。）である場合は、2時間）を限度として提供する。

(サービス利用の申請)

- 第5条 前条に規定するサービスを受けようとする者は、「KOBEmimamoriヘルパー利用申請書」（様式第6号）その他必要な書類を提出し、市長に申請しなければならない。

(サービス利用の承認)

- 第6条 市長は、前条の申請を受理したときは、受理した日の翌日から1か月以内に、サービス利用の承認又は却下を行い「KOBEmimamoriヘルパー利用承認通知書」（様式第7号）又は「KOBEmimamoriヘルパー利用申請却下通知書」（様式第8号）により申請者に通知しなければならない。
- 2 前項による通知には、承認の場合は利用対象者、サービスの提供時間及び利用料等を、却下の場合はその理由を示すものとする。

- 3 令和2年3月31日において、本事業の利用が可能な者は、同日以後の日についてなお引き続き令和2年4月1日改正前の本要綱（以下、「改正前要綱」という。）の適用を受けるものとする。

（ヘルパーの派遣）

第7条 本事業によるサービスを提供する日時は、原則として法人等が運営し、ヘルパーを派遣する事業所における営業日及び営業時間の範囲内とする。ただし、サービス対象者の社会生活維持のため、特に必要と認められる場合は、この範囲外の日時にヘルパーを派遣することができる。

（サービスの開始）

第8条 法人等は、第6条の規定により市長から利用の承認を受けたサービス対象者から本事業の利用の申込を受けた場合には、「KOBEMIMORIヘルパー事業のサービス提供に関する確認書」（様式第9号）により、速やかに法人等と利用者の双方においてサービス内容等を確認し、サービスの提供を開始するものとする。

- 2 法人等は、下記に掲げる正当な理由なくサービスの提供を拒んではならないものとする。

- ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の本事業の実施地域外である場合
- ③ その他サービスの提供を行うことができない正当な理由がある場合

- 3 法人等は、当該事業所の本事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、本事業を実施する他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならないものとする。

（サービス利用の廃止等）

第9条 市長は、次に掲げる場合にはサービス利用の廃止、停止又は変更を行うことができる。なお、次に掲げる停止すべき事由が消滅したときは、速やかにサービスを再開するものとする。

（1）廃止

- ① サービス対象者から利用廃止の申出があったとき
- ② サービス対象者が、第3条第1項に該当しなくなったとき
- ③ サービス対象者が、疾病等により3か月以上の入院加療を必要とするとき又は死亡したとき
- ④ サービス対象者が、法第86条第1項に定める施設サービスを利用したとき
- ⑤ サービス対象者が、法第8条14項に定める地域密着型サービスに規定する認知症対応型共同生活介護等、その他サービス対象者の居宅以外を生活の拠点としたとき
- ⑥ サービス対象者が、第15条第1項に規定する利用料や、同条第3項に規定する負担すべきサービスに要する費用を支払わず、次号による停止期間が1か月を経過したとき
- ⑦ この要綱に違反したとき
- ⑧ 虚偽その他不正な手段によりサービス利用の決定を受けたとき
- ⑨ その他市長がヘルパーを派遣することが不適当と認めたとき

(2) 停止

- ① サービス対象者が一時的に入院等を行うとき
- ② 第 15 条第 3 項に規定するやむを得ない事由がないにもかかわらず、サービス対象者が、利用料や負担すべきサービスに要する費用を、法人等に支払うべき期日の翌月末を経過しても支払わないとき
- ③ その他市長がヘルパーの派遣を停止することが適当と認めたとき

(3) 変更

サービス対象者が新たに介護保険認定者になった又は介護保険認定者ではなくなったとき

- 2 法人等は、前項に該当する場合又は前項に規定する停止すべき事由が消滅した場合は「K O B Eみまもりヘルパー利用廃止・停止・再開・変更報告書（様式第 10 号）」により市長に報告を行い、廃止等の経緯を正確に記録して保管しておかなければならない。
- 3 市長は、サービス利用を廃止するときは「K O B Eみまもりヘルパー利用廃止決定通知書」（様式第 11 号）、停止するときは「K O B Eみまもりヘルパー利用停止決定通知書」（様式第 12 号）、停止すべき事由が消滅し、サービス利用を再開するときは「K O B Eみまもりヘルパー利用再開決定通知書」（様式第 13 号）、変更するときは「K O B Eみまもりヘルパー利用変更決定通知書」（様式第 14 号）により当該利用決定者に通知する。

(ヘルパーの資格等)

第 10 条 法人等は、次に掲げる要件を満たす者をヘルパーとして派遣しなければならない。

- (1) 心身ともに健全である者
- (2) 在宅福祉に関し、理解と熱意を有する者
- (3) 本要綱及び本要綱の具現のために法人等が定める規程等を遵守する者
- (4) 法人等において雇用している介護福祉士その他政令で定める者（法第 8 条 2 項に規定する訪問介護員として必要な研修等を修了している者）
- (5) その他市長が適当と認める者

(ヘルパーの服務)

第 11 条 ヘルパーは、活動時間中、常に身分を示す証明書を携行しなければならない。

- 2 ヘルパーは、定められた活動時間中、そのサービス業務に専念しなければならない。

(業務の報告)

第 12 条 法人等は、定期的に市長あてに本事業について業務報告をしなければならない。

(会計)

第 13 条 法人等は、本事業にかかる経理を他の事業にかかる経理と明確に区分しなければならない。

(帳簿)

第 14 条 法人等は、本事業に関する必要な帳簿を備えておかなければならない。

(費用負担等)

第 15 条 サービス対象者は、第 4 条に規定するサービスにかかる利用料（実費）としてヘルパー 1 名につき 30 分あたり 135 円(30 分又はその端数を超えるごとに 135 円を加算する。)を負担するものとする。

2 市長は、前項の規定に関わらず、災害等による多大な損害の発生、退職、失業等やむを得ない事由により、サービス対象者の属する世帯における生計中心者の費用負担能力が著しく低下したと認められる場合には、その事情を勘案し、当該事由発生日から再び費用負担能力が回復する日までの期間、利用料（実費）を減額又は免除することができる。

3 サービス対象者は、提供を希望するサービス内容によって別途交通費等の負担が生じる場合には、ヘルパーの分も含めた全ての実費を負担するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 12 月 20 日から施行する。

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。